◎主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　〔略〕 第二章　米穀の需給及び価格の安定を図るための措置 第一節　〔略〕 第二節　適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第五条―第七条） 第二款・第三款　〔略〕 第三節～第五節　〔略〕 第三章～第五章　〔略〕 附則	目次 第一章　〔略〕 第二章　米穀の需給及び価格の安定を図るための措置 第一節　〔略〕 第二節　適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款　生産調整方針（第五条―第七条） 第一款の二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第七条の二・第七条の三） 第二款・第三款　〔略〕 第三節～第五節　〔略〕 第三章～第五章　〔略〕 附則
（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針） 第二条　政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適	（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針） 第二条　政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足

正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

〔削る〕

2 〔略〕

第二章　米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第二節　適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

〔削る〕

する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 〔略〕

第二章　米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第二節　適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款　生産調整方針

（生産調整方針の認定）

第五条　米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針

二　生産数量目標を達成するためとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

3　農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一　生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。

二　前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。

三　その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4　前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（生産調整方針に関する助言及び指導）

第六条　国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第七条　生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

2　地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款の二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

第一款　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

（遵守事項）

第五条　〔略〕

（勧告及び命令）

第六条　〔略〕

第七条　削除

（業務）

第九条　機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

〔削る〕

一　〔略〕

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十条　機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　〔略〕

（業務規程の認可）

第十一条　機構は、債務保証業務を行うときは、その開始前に、債務

（遵守事項）

第七条の二　〔略〕

（勧告及び命令）

第七条の三　〔略〕

（業務）

第九条　機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

二　〔略〕

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十条　機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　〔略〕

（業務規程の認可）

第十一条　機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下「貸

保証業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

３　〔略〕

（区分経理）

第十三条　機構は、第九条各号に掲げる業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（農林水産省令への委任）

第十四条　前二条に定めるもののほか、機構が債務保証業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（指定の取消し）

第十六条　農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

付等業務」という。）を行うときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

３　〔略〕

（区分経理）

第十三条　機構は、第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理、同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（農林水産省令への委任）

第十四条　前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（指定の取消し）

第十六条　農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一～三　〔略〕

四　第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

２　〔略〕

第十七条　削除

第五十六条　第六条第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第五十六条（第六条第二項に係る部分に限る。）　一億円以下の罰金刑

二　第五十五条、第五十六条（第六条第二項に係る部分を除く。）又は前三条　各本条の罰金刑

一～三　〔略〕

四　第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を行ったとき。

２　〔略〕

（資金の貸付け）

第十七条　政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

２　前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

第五十六条　第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。）　一億円以下の罰金刑

二　第五十五条、第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）又は前三条　各本条の罰金刑

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第百二十七条　〔略〕 ２　食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 イ・ロ　〔略〕 〔削る〕 ハ～ヘ　〔略〕 二　歳出 イ～ハ　〔略〕 〔削る〕 ニ～リ　〔略〕 ３～６　〔略〕	（歳入及び歳出） 第百二十七条　〔略〕 ２　食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 イ・ロ　〔略〕 ハ　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金 ニ～ト　〔略〕 二　歳出 イ～ハ　〔略〕 ニ　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金 ホ～ヌ　〔略〕 ３～６　〔略〕